

令和6年度「かごしまスマートファーマー育成セミナー」業務委託企画 提案競技実施要領

1 企画提案競技の目的

県では、スマート農業推進方針に示した、本県が目指すスマート農業の将来像（5つの柱）の実現に向け、スマート農業に関する農業者への理解促進のためのセミナー、実装に向けた実証活動を支援している。

その取組の一環として、スマート農機や機器を導入・活用し、超省力・高生産な農業に取り組むトップランナーの育成を図るため、「かごしまスマートファーマー育成セミナー」を開催する本業務の受託先を選定する。

2 企画提案競技に付する事項

- (1) 業務名 令和6年度「かごしまスマートファーマー育成セミナー」委託業務
- (2) 業務内容 令和6年度「かごしまスマートファーマー育成セミナー」の運営・実施
- (3) 提案仕様 令和6年度「かごしまスマートファーマー育成セミナー」業務委託提案仕様書のとおり
- (4) 予算額 1,300千円以内（消費税及び地方消費税含む）

3 企画提案競技に参加するものに必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更正手続き開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続き開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただし、鹿児島県が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く。）にない者であること。
- (3) 暴力団等を構成員に含まない、また、暴力団等と取引がないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。

4 企画提案書等の提出場所等

- (1) 提出書類
 - ア 応募書（様式1）
 - イ 企画提案書（様式2）
 - ウ 誓約書及び役員等名簿（様式3）
 - エ 企画提案者の企業概要パンフレット等
- (2) 提出方法及び提出部数

- 持参又は郵送 1部（※様式2は電子メールも送付）
- (3) 提出期限 令和6年5月10日（金）午後5時15分必着
- (4) 提出先
鹿児島県農政部経営技術課普及企画係 立和田，安水
郵便番号 890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
電話番号 099-286-3148
ファックス番号 099-286-5593
電子メールアドレス fukyu@pref.kagoshima.lg.jp

5 質問書

本企画提案競技に関して疑義があるときは、質問書（様式4）を提出し、回答を受けることができる。

- (1) 提出場所 経営技術課普及企画係
- (2) 提出方法 電子メールによる
- (3) 提出期限 令和6年4月30日（火）午後5時15分必着
- (4) 回答

質問に対する回答は、提案書を提出した者全てに電子メール等により回答する。その回答は、本実施要領、企画提案仕様書の追加または修正とみなす。

6 選定方式

- (1) 審査

別に定める審査委員により組織された企画審査委員会が8の(1)の見積額が予算額以内の提案を審査する。

- (2) 選定方法

審査委員会は、参加者から提案について説明を求めるため、提出書類を用いてヒアリングを行い、4の(1)の提出書類を提出した者（以下「提案者」という。）の順位を定め、資格者推薦委員会に報告する。

- (3) ヒアリング日程及び場所

詳細な日時及び場所については、公募期間終了後、提案者に通知する。

- (4) ヒアリング方法

ア ヒアリングは、各提案者3人以内の出席とする。（Webでの対応も可）

イ ヒアリングの内容は、企画提案書の説明と審査委員からの質疑とする。

ウ ヒアリングの時間は1提案者あたり20分程度とし、そのうち提案者の説明の時間は15分程度とする。

エ 説明は、本業務を担当することとなる者が行うこと。また、審査委員の質疑は、出席した者による回答を可とする。

オ ヒアリングに要する経費は、全て提案者の負担とする。

7 審査結果

審査委員会の審査結果は、各提案者に対し、電子メール等により通知する。

8 留意事項

(1) 契約

推薦委員会において選定した提案者の代表者と業務委託契約の締結交渉を行う。

原則として提案された事業内容とするが、必要に応じて県との協議により提案された企画提案の修正・変更を行い、委託契約を締結するものとする。

なお、この企画提案競技に参加した者が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）167号）第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

(2) その他

ア 提出期限後の提出書類の再提出及び差替えは認めない。

イ 提出書類等に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

ウ 提案書類の作成及び提出に要する費用は提案者の負担とする。

エ 提出書類は、提案者に無断で使用しないが、審査作業に必要な範囲内において複製を作成するものとする。

オ 本業務の実施にあたっては、業務を総括する責任者を定め、企画提案書に記載するものとし、特別の理由があると認められた場合を除き変更することができないものとする。